

別記様式(第4条関係)

会議録

| | | | | | | |
|----------------------------------|---|--------|--------|--|--|--|
| 会議の名称 | 令和6年第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会 | | | | | |
| 開催日時 | 令和6年5月23日(木) 午前10時00分から午前10時55分まで | | | | | |
| 開催場所 | 加東市役所3階302会議室 | | | | | |
| 議長の氏名 (会長 平川 真也) | | | | | | |
| 出席及び欠席委員の氏名 | | | | | | |
| 【出席委員】 8人 | | | | | | |
| 島谷博委員 | 石田貴之委員 | 篠田泰輔委員 | 平川真也委員 | | | |
| 鷹尾有紀委員 | 井上裕子委員 | 花田和典委員 | 宇仁光浩委員 | | | |
| 【欠席委員】 0人 | | | | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | | | | |
| 無し | | | | | | |
| 【出席した事務局職員の氏名及びその職名】 | | | | | | |
| 加東市教育委員会 | 教育長 藤原哲史 | | | | | |
| こども未来部 学校教育課 副課長 | 森本恭央 | | | | | |
| こども未来部 学校教育課 主査 | 福島獎平 | | | | | |
| 【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】 | | | | | | |
| <議題及び会議の結果> | | | | | | |
| <input type="radio"/> 会長及び副会長の選出 | 会長：平川真也 副会長：井上裕子 | | | | | |
| <input type="radio"/> 議事 | (1) 令和5年度いじめの状況について <u>異議なし</u> | | | | | |
| | (2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について <u>異議なし</u> | | | | | |
| | (3) 関係機関との連携について <u>異議なし</u> | | | | | |
| | (4) いじめ重大事態について <u>非公開</u> | | | | | |
| <会議の経過> | | | | | | |
| ・開会挨拶 (藤原教育長) | | | | | | |
| ・委嘱書交付、自己紹介 | | | | | | |
| ・会長及び副会長の選出 | | | | | | |
| ・議事 | | | | | | |
| ・閉会 | | | | | | |

[1 開会]

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。

本日の会議の進行を務めます、加東市教育委員会学校教育課福島と申します。本日の協議会は、加東市の会議の公開に関する指針に基づき、公開で開催します。会議の内容は、発言者の名前を伏せて会議録を作成し、会長と議事録署名人2名に署名をいただいた上、会議資料とともに、加東市のホームページで公開します。

なお、会議録の作成のため、音響機器の使用、また、録音することを、ご了承願います。それでは、お手元に配付している次第に従って進めます。

開会にあたり、加東市教育委員会教育長藤原哲史がご挨拶申し上げます。

教育長 【あいさつ】

事務局 続きまして、自己紹介をお願いします。

各委員 【名簿順に自己紹介】

[2 委嘱書交付]

【任期満了に伴い、全委員へ委嘱書交付。代表1名に手交。】

[3 会長及び副会長の選出]

事務局 3 会長及び副会長の選出にうつります。

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第2項「会長は、委員の互選により選任する」とあります。事務局より提案してもよろしいでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、事務局より提案します。

校長会生徒指導担当の加東市立社中学校 校長の平川委員にお願いしますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、承認させていただきます。

平川会長より、一言ご挨拶をいただきます。

会長 【あいさつ】

事務局 続いて、副会長の選出にうつります。

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第3項「副会長は、会長の指名により選任する」とありますので、平川会長より指名していただきます。

会長 それでは、私から指名させていただきます。学校教育課参事兼課長の井上参事を指名しますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

事務局 それでは、副会長を井上参事にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で、3 会長及び副会長の選出を終わります。

いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項で、「会長は会議の議長となる」ことになっていますので、ここで会長と進行を交代します。

会長 それでは、僭越ながら、議長を務めます。皆様の協力をいただきながら会議を進めます。今回の議事録署名人は、○○委員と○○委員にお願いします。では、議事にうつります。

事務局 会長、事務局より発言の許可を求めます。

会長 事務局の発言を許可します。

事務局 議事(4)いじめ重大事態の取扱いについて、審議願います。加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号で、「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」会議の全部または一部を非公開とすると能够とあります。本議事は先ほど申し上げた第1号に該当する案件として、非公開とすることに委員のみなさまの承認を求める。

会長 ただいま、事務局より、議事(4)について、加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」に該当するため、本議事について非公開とするよう申し出がありました。この申し出について、各委員からご質問、ご意見は、ございませんか。

【意見なし】

ないようですので、挙手による承認にうつります。

議事(4)いじめ重大事態について、非公開とすることに承認いただける方は、挙手をお願いします。

【挙手確認】

賛成が出席委員の過半数を越えましたので、議事(4)については非公開とし、会議録から削除し、傍聴の方には退席を求める。

[4 議事]

では、議事へうつります。

(1) 令和5年度いじめの状況について事務局から説明願います。

事務局 資料の2ページに、令和5年度のいじめの状況について載せてあります。令和5年度いじめ認知状況は、小学校で192件、中学校で19件でした。小学校の経年比較を見ると、令和5年度のいじめ認知数は、小中学校とも減っております。これまでから取り組んできた、各学校の児童生徒会主体のいじめ防止活動、教職員の居心地の良い学級経営研修等の効果が少しづつ現れてきていると考えます。それらの取組については、後ほど、ご紹介します。

引き続き、どの学校でもいじめは起こりうるという意識で対応する必要があります。以上で、令和5年度いじめの状況についての報告を終わります。

会長　ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

続いて、(2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について、事務局から説明願います。

事務局　3ページに、いじめ防止に関する取組を6つ挙げています。

1つ目が、加東市及び各学校は、いじめ防止基本方針を作成しています。毎年、この方針の検討と見直しを行います。

2つ目が、加東市いじめ問題対策連絡協議会の実施です。年2回開催して、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議します。また、各機関の取組等の情報共有、情報交換を行って、連絡調整を図ります。

3つ目が、学校生活の実態把握調査の実施です。各学期に1回実施して、聞き取りを行い、チームで対応します。本調査以外に学校ごとに困ったことカード等の調査を毎月1回行っている学校もあります。児童生徒の困りごとの把握に努めます。

4つ目が、いじめ問題防止活動の実施です。先ほどの説明で申し上げましたが、児童生徒会活動において、児童生徒みずからが主体的にいじめを許さない、命の大切さを呼びかける取組を行います。

5つ目が、一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指した教職員研修の実施です。子供たちだけではなく、居心地の良い学級づくりをテーマにした研修を全学校で教職員向けに実施して、適切な学級経営に取り組みます。

6つ目が、今年度からの新規事業で、スクールロイヤーの配置です。複雑化する課題に対して、法律等に精通しているスクールロイヤーへ相談、助言を得ることで、諸問題の重篤化を防ぎます。

4～5ページには、加東市いじめ防止基本方針として加東市教育委員会が定めた方針を載せています。いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめの定義等を載せています。

6～10ページには、いじめ防止等に関する具体的対策、また、学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、児童生徒の主体的な活動の推進等、各学校で取り組む内容等を載せています。

11～14ページには、いじめ問題の対応組織、対応の流れを載せています。各学校でいじめ対応チームを招集して、報告や共通理解、調査等の役割分担の決定など、チームで対応して早期解決に向けて取り組みます。その際、学校内だけでは対応が困難な場合がありましたら、委員の皆様や外部機関の力を借りたいと存じます。

15ページには、加東市いじめ問題対策連絡協議会の条例を載せています。本協議会はこの条例に基づいて組織しています。

17ページには、学校生活実態把握調査の調査用紙を載せています。3回実施のうち1回は、担任以外が調査を行うことで、担任に対する困りごとも把握できるよう配慮します。

18～19ページには、令和5年度いじめ問題防止活動実績報告書と実施要項を載せています。各学校の独自の児童会生徒会の方針に基づいて、「いじめを許さない」を合言葉に、挨拶運動や、縦割り班活動等の活動を行っています。

20ページには、児童会生徒会の代表者が市役所に集まり、自分の学校の取組を発表したり、いじめをなくすためにはどうしたらいいかと意見交換したりする、いじめ防止フォーラムを行いました。今年度も実施する予定です。

21ページには、居心地の良い学級づくりを目指す学級経営研修の実施要項を載せています。今年度は東条学園小中学校で、兵庫教育大学の秋光先生をお招き

して、一人一人を大切にする学校・学級づくりの研修を行います。その様子を録画して、その他の学校の先生方に動画視聴研修を行います。子供だけではなく、先生も両輪となって、いじめを許さない学校風土を作ります。

22ページには、スクールロイヤー配置事業の実施要項を載せてあります。学校が気軽に相談できることで、諸問題の重篤化を防ぎます。

以上で加東市立学校におけるいじめ防止に関する取組の報告を終わります。

会長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありますか。

【質問、意見なし】

それでは、ないようですので、次に進めます。

(3) 関係機関との連携について、各関係機関から具体的な連携方法や事例等をお話しください。

委員 それでは、学校の取組として、本校の取組を説明させていただきます。

まず、先ほど事務局の方から説明ありましたように、学校いじめ防止基本方針を毎年、年度末に見直して、年度当初に職員研修において、全教職員で共通理解を図っています。その内容については、ホームページ上に掲載しています。いじめ防止基本方針に則り、まずは未然防止が必要になります。

基本的には、互いの立場を尊重し合う集団づくりを進めていきます。例えば、道徳授業を中心とした人権意識の向上を図ること、部活動や学年行事を通じてよりよい集団の高まりを目指すこと、情報モラル研修会や人権教育講演会を通じて、講師より具体的なお話を聞くことで、生徒自身が互いを尊重して行動できているかを振り返る機会としています。また、月1回の生徒指導委員会で、学級や学校の様子を把握するようにしています。

早期発見、早期対応ということに関して、教育委員会の生活実態把握調査のほか、月1回困ったことカードの実施を行っています。調査項目を定期的に見直しており相談を進める設問では「どんな小さなこと」から「何でも」相談するよう記述を変更することで、生徒が相談しやすくなるよう工夫しています。他にも、学級集団アセスメントを、年2回実施しています。これは、学級集団の状況を、担任や学年、学校単位で把握して、望ましい集団の方向に進んでいるか、もしも課題があれば、今後どのように対応していくかというのも、話し合って次への実施計画を立てるということから、毎年実施しております。さらに、6月、11月、2月の学期ごとに教育相談週間を設けています。担任と生徒が直接顔を合わせて生徒や友達の困った状況や、今悩んでることを考えていることを出し合う場としています。養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携することで、教師には相談できなくても、別の立場の方に相談できる体制を整えています。いじめではないか、という事案が起きた場合は、いじめ対応チームを組織して、チームで対応を進めて、その結果、いじめが解消されているかどうかということについては、その後、経過を観察するようにしています。以上で本校の取組説明を終わります。

会長 続いて、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 子どもセンターいわゆる児童相談所になります。主な業務として相談対応業務と児童虐待の対応業務になります。相談業務の中には発達検査を通じた療育手帳の発行や、家庭内で子育てが難しい場合の養護相談等、様々な相談を受けている機関になります。令和5年度は、約1,200件の相談数で、高止まりしている状況です。また、虐待の対応の中には、一時入所措置もあり、市福祉総務課と連携して対応し、市教育委員会とも連携することが必要です。

今後とも連携を図りながらいじめ対策に取り組んでいきたいと思っています。

会長 続いて、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 神戸地方法務局社支局に所属しています。人権侵犯事件数や人権相談件数は全体としては減っておりますが、その中でも学校におけるいじめについては、一定の割合を占め続けていて、依然として深刻な状況だと認識しています。

当部署の取組としては、まず、毎年6月ごろから子供の人権SOSミニレターという取組をしています。切手が不要な便箋と封筒がセットになっていて、法務省から全国の小学校、中学校一斉に配布しています。小学生中学生が周りの人たちにも言えないような悩みをミニレターに書いて、法務局に送る仕組みになっています。児童虐待が発覚したり、深刻ないじめが発覚したりすることがあって、さまざまな人権侵害問題を知る一つの重要なきっかけになっています。

他にも、人権110番というフリーダイヤルの相談窓口を設置しています。子どもがいつでも無料で相談できます。また、人権擁護委員と連携した人権教室の実施や人権作文コンテストを実施して、豊かな人権感覚を高めるよう努めています。引き続き、皆様のご協力を賜りながら、法務省としての取組を進めて参りたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

会長 次に、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 現在、当署におきましていじめ問題についての把握はございません。兵庫県警察では、ヤングトークという相談窓口を設置しており、各所管と緊密に連携して、相談に対応できるよう体制を整えています。学校と警察は交通安全の未然防止等で、日頃から連携ができていると考えます。学校における問題につきましては、教育上の配慮等の観点から、学校組織における対応を尊重しています。ただ、犯罪行為がある場合には、被害児童生徒や保護者の意向、また学校における対応を踏まえ、警察として必要な対応を取る必要があると考えています。

今後も、学校及び関係機関と、これまで通り連携を図りながら、対応に万全を期さなければないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

会長 次に、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 令和5年9月から市町村の子ども家庭センターにあたる「子育てスマイルセンター」を設置して関係機関とまた市の関係課と横断的に対応しています。また、要保護児童対策地域協議会では、要保護児童やその保護者に適切な支援を行えるよう、定期的に会議を開いています。緊急性等が必要な場合は、個別にケース会議を開いて、関係機関と連携した早期対応に努めています。

他にも、重症化する前の支援として「子育て何でも相談」「育児何でも相談」の電話窓口を設置して、日々の悩みや子どもからの悩みにも相談員が対応しています。それぞれの家庭において子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように支援していきたいと考えております。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

会長 加東市教育委員会については、先ほど事務局として説明がありましたので割愛させていただきます。

続きまして、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 週に4回、青パトで巡回して、安全な登下校の啓発を行うとともに、各学校を訪問して気になることの情報収集を行っています。平成22年から加東市ネット見守り隊という組織を立ち上げて、加東市立学校、兵庫教育大学附属小・中学校、社高校も含めた市内の学校が所属しています。年2回の連絡会と研修会を保護者

や教員向けに開催するとともに、各学校において情報モラル研修会を開催しています。また、毎月、ネットモニタリングを行う特別監視員による調査を行い、指導が必要な場合は、個別に関係学校へ指導を依頼したり、各学校に情報提供したりします。また、学校と警察の連携を図る学警連絡会を長期休業前に開催して、顔の見える関係づくりを続けて連携を強化しています。

今後も、子ども達が犯罪等に巻きこまれないように情報収集を積極的に行って、いじめの防止に努めます。

会長 次に、○○委員、よろしくお願ひします。

委員 スクールソーシャルワーカーを市立中学校3校に2名体制で配置しています。最近の学校の様子は、どの学校も落ち着いて生活できています。中学1年生のあいさつがさわやかで、気持ちが良いです。いじめや暴力はありませんが、ちょっとした嫌がらせ、けんか、物隠し等はあります。学校内に報連相システムが確立しているので、大きな問題に発展することなく対応できています。誰もが安心して、居心地の良い学校を作っていくには、関係機関と連携したチーム学校としての力が必要不可欠です。今後も、児童生徒の背景に目を向けて、寄り添いながら様々な行動や課題等に対応していきます。

会長 ただいまの関係機関の説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

(4) いじめ重大事態については、議事の前に承認した通り、非公開とさせていただき、議事録から削除します。

【非公開】

これをもちまして議事を終了します。進行を司会にお返しします。

事務局 【事務連絡】

以上で、令和6年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。

令和6年7月23日

議長

署名人

署名人